

こどもの権利に関する条例（仮称）制定に 向けた意見聴取結果【こども・若者】

令和 7 年 3 月 27 日

富山県厚生部 こども家庭室 こども政策課

1 意見聴取実施日

令和6年8月19日（月）

2 意見聴取方法

対面

3 対象者及び回答者数

対象者：公募に応募した小中学生

委員数：27名（小学生9名、中学生18名）

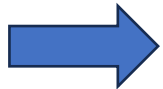
主な意見（知事とのこども意見表明交流会）

〈自分を大切にし、互いに尊重し合う社会の実現〉

- ・ 自分の心に素直になりながら、周りの意見を聞き、それを受け入れる。そのことで、自分も周りもさらに幸せになる、ウェルビーイングがもっと向上すると思う。

〈互いを認め合う社会づくり〉

- ・ 自分の意見を他人に押し付けるのではなく、互いの意見を尊重し合うことが大切だと思う。



- ・ 第4条2項において、「こどもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重しなければなりません。」と規定

主な意見（知事とのこども意見表明交流会）

〈大人とこどもが意見を交流する場の設定〉

- ・ こどもの意見を吸い上げるだけでなく、大人を交えて、実際にその意見や認識を一致させたり、共通点を見出したりすることだと思う。

〈こどもの意見表明〉

- ・ 小さいこどもたちも意見をたくさん持っている。学校にいけないこどもや小さいこどもも気軽に意見を言える場を作ってほしい。

- 
- ・ 第16条において、「県及びこどもの健やかな成長を支える者は、こども同士が自ら意見を表明する機会の提供その他のこどもの社会参加を促進するために必要な環境の整備を図るものとします。」と規定

意見聴取の概要（小学生～20代アンケート）

1 意見聴取実施期間

令和6年12月20日（金） ～ 令和7年1月19日（日）

2 意見聴取方法

小中高校、フリースクール等に意見募集チラシを配布するとともに、
県ホームページでも募集
インターネット上の回答フォームより回答

3 対象者及び回答者数

対象者 ： 富山県内のこども・若者
回答件数： 1,000件

4 設問内容

- ・ 回答者属性
- ・ 条例案について自由に意見を記載

回答結果（こども・若者意見聴取）

回答者の学年、年齢

設問	回答数	回答割合
小学 1 ～ 3 年生	4 3	4 . 3 %
小学 4 ～ 6 年生	7 9	7 . 9 %
中学生	3 1 6	3 1 . 6 %
高校生	5 0 0	5 0 . 0 %
高校卒業後～ 2 0 代	3	0 . 3 %
その他	3	0 . 3 %
答えたくない、無回答	5 6	5 . 6 %
計	1 , 0 0 0	

意見への対応方針

意見への対応方針に関する区分

対応方針	件数
条例案への反映を検討するもの	3
条例素案にすでに記載済みのもの	5 7 3
条例の普及啓発にあたり参考とするもの	9 8
事業の実施にあたり参考とするもの	1 4 2
その他記載を変更しなかったもの	1 8 4
計	1, 0 0 0

主な意見（条例案への反映を検討するもの）

意見の内容	意見への考え方
「いじめ、虐待などあらゆる暴力を受けないこと。」（第4条第1項第3号）となっていますが、近年では暴力以外の方法によるいじめが増加しているため、「あらゆる暴力」の部分をなくしてもよいかと思います。	ご指摘を踏まえ、どのような規定がよいか今後検討してまいります。
夢ばかり言わないでほしい。 夢→好きなことを見つけてorやってみたいこと というふうに変えてほしい。	
こども等からの意見聴取及び施策への反映について、社会的養護下にあるこどもをはじめとした、様々な困難な状況にあるこどもの意見を聴取し、その聴取した意見に応答するために必要な措置を講ずるものとし、とありますが、誰が困難な状況にあるこどもに聴取するのか、ということとこどもの負担にならないのかが心配です。	

主な意見（条例素案にすでに記載済みのもの）

意見の内容	意見への考え方
権利を条例として市民に周知させることはいいことだと思う。 意見募集のパンフレットに書いてあることは当然守られるべき権利なので、いつかその部分をなくしてもいい社会になってほしい。	条例素案に記載されたこどもの権利は、どれも重要な権利であると考えており、それらの権利が守られるよう、施策等を進めてまいりたいと考えています。
こどもの権利は条約や日本国憲法、法律などで保護されているが、それでも無視されているのが現状であるから、県レベルで細かく定義し、より手厚く保護する仕組みは奨励されるべきだと思う。	条例案に記載されたこどもの権利は、どれも重要な権利であると考えており、それらの権利が守られるよう、施策等を進めてまいりたいと考えています。
こどもの権利はこどもが大きく健康に成長するために定められていて身体の健康だけではなく心も健康に過ごすために必要で大切な権利だと思います。	こどもの権利は、こどもが健やかに幸せな状態で成長していくために欠くことができない大切なものであると考えており、こどもの権利が守られるよう、施策等を進めてまいりたいと考えています。
こどもの社会参加は難しい取り組みではあると思うけれど、こどもの意見を県に取り入れていく考え方は社会全体で年齢問わずより良く過ごせるようなものになっていくと思ったので良い取り組みだと思った。	こども同士が自ら意見を表明する機会の提供その他のこどもの社会参加を促進するために必要な環境の整備を図ることは「こどもまんなか社会」の実現のために重要なことだと考えています。
理由もなく不利益を被るこどもに私達こどもは何もすることができないので、県がしっかりと条例を作っていることに対して嬉しいと思った。	条例案に記載されたこどもの権利は、どれも重要な権利であると考えており、それらの権利が守られるよう、施策等を進めてまいりたいと考えています。

主な意見（条例素案にすでに記載済みのもの）

意見の内容	意見への考え方
私達日本のこどもは、なんの不自由もなく幸せに暮らしている人が多い。 そんな中にも、親からの虐待を受けている人、介護や家事をすべてやらないといけないような家庭の人がいる。 すべてのこどもたちが幸せに暮らすためには、条例は必要だと考える。	ご指摘のとおり、様々な事情により困難を抱えるこどもが存在していますので、困難を抱えるこどもへの支援策に取り組んでまいりたいと考えています。
自分や周りの人の権利を守るためにも条例は大切だと思います。 また、権利を守るために、自分たちでできることを考えていきたいと思いました。	「こどもまんなか社会」の実現のためには、県民1人1人がこどもの支援について関心を持ち、理解を深めることが大切です。 県としても、こどもの権利についての普及啓発や機運醸成に努めてまいります。
自分の気持ちや考えを自由に言うことができ、それが大切にされることで、自分の気持ちや考えを自由に伝えるのも大切だけど、私は「自由」じゃなくて友達の気持ちや考えも必要だと思う。 理由は、友達も気持ちや考えが必要だと思ったから	友人など、自分以外のこどもの権利も尊重されなければならない。「こどもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重しなければなりません。」の規定は、大切にしたいと考えています。
いじめや虐待を受けている人のために「気軽に相談しても良い」ということを示すことが大切だと思った。	悩み等を気軽に相談できることが重要であることから、第4条第1項第4号の「気軽に相談し、適切な支援を受けることができること。」の規定は大切にしたいと考えています。

主な意見（条例素案にすでに記載済みのもの）

意見の内容	意見への考え方
自分の気持ちや考えを自由に言うことができ、それが尊重されることは残して欲しい。	悩み等を気軽に相談できることが重要であることから、第4条第1項第4号の「気軽に相談し、適切な支援を受けることができること。」の規定は大切にしたいと考えています。
あらゆる差別や不利益を受けることがないということは大切だから変えないで残しておいてほしい。	差別や不利益はこどもの権利を侵害するものであり、それらを受けないことが重要であるため、当該規定は大切にしたいと考えています。
条例に対する私の意見として、すべてのこどもや若者が「安心して生きられる社会」を目指すことは非常に重要です。 この条例が示す「こどもまんなか社会」は、差別や不当な扱いを防ぎ、全員が平等に権利を享受できる社会の実現を目的としており、共感できます。 また、意見を取り入れる仕組みを設けている点も、未来を担う世代の声を尊重する姿勢が見られ、評価できます。 このような条例が、社会全体でこどもたちを支える意識を広げるきっかけとなることを期待しています。	こどもの支援にあたってこどもからの意見を聴取するという考え方を大切にしたいと考えています。

主な意見（条例素案にすでに記載済みのもの）

意見の内容	意見への考え方
大切な権利で、どれも大切だと思ったけど特に「安心して過ごすことができる居場所があること」を残してほしいと思いました。 理由は、私たちこどもは、不安なことは周りに迷惑をかけたくないと思い、ずっと自分の頭の中で考え悩みながら日々を過ごしたまには怖くなる時もあります。そんなこどもたちが安心して過ごすことができる居場所をつくることで、やっぱり日々の不安が解消され、よりよい未来につながると思ったからこの権利を残してほしいです。	こどもの健やかな成長のためには、安心して過ごす居場所があることは重要であるという考え方を大切にしたいと考えています。
「愛情と理解を持って大切に育てられること」「いじめ、虐待などあらゆる暴力や不当な取り扱いを受けないことや、気軽に相談し、適切な支援を受けることができること」は大切だから変えないでほしい。	これらのことはこどもの健やかな成長のために重要であり、大切にしたいと考えています。
私は、「誰一人取り残されることなく安心して夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦することができるよう、社会全体で温かく見守られ、支えられること」という部分がとても大切だというふうに感じました。価値観の変化が生まれつつあるこの現代社会の中で、いかにこどもを守れるかが重要だと思います。ぜひ、条例を制定するなかでそのようなことも意識してほしいと思います。	社会全体でこどもの挑戦を見守り、支えることは重要であり、大切にしたいと考えています。

主な意見（条例素案にすでに記載済みのもの）

意見の内容	意見への考え方
「いじめや差別はやったらだめ」というところは大切だから変えないでほしい。	いじめや差別を受けない権利は、こどもにとって大切な権利と考えています。
「こどもが安全で安心して過ごし、色んな学び、遊び、活動体験の機会に接することができる居場所を作ります」というところは大切だから変えないで欲しい。	こどもの健やかな成長のためには、安心して過ごすことができる居場所や様々な体験が重要であり、大切にしたいと考えています。
いろんな障害のあるこども達も含め、楽しく、安心安全な体験活動ができる雰囲気を作り、沢山のこどもが参加できる居場所を作るということも条例に書いてほしいです。	障害があることで、正当な理由なく体験活動に参加できなかったり、こどもに居場所がなかったりすることは、差別的な取扱いや不利益を受けることになると考えられますので、こうしたことがないよう、権利が守られるための施策に取り組んでまいります。
こどものことを考えてくれてありがたいなと思ったのとこどもが相談しても親や学校などに情報を渡さない相談機関を作って欲しいなと思った。	現在県が設置している各種の相談機関では、相談者の情報や相談内容を本人の同意なく第三者に伝えることはありません。安心して利用してください。
「こどもの意見・意志を尊重する」という条文を設けてほしいです。大学進学など自分の将来に関して、学校の方針で縛り付けられていると感じる場面が多いので、こどもたちの気持ちをできる限り尊重できるようにしていただきたいです。	大切なこどもの権利として、「自分の気持ちや考えを自由に表明することができ、尊重されること。」としています。この権利が守られるための施策に取り組んでまいります。

主な意見（条例素案にすでに記載済みのもの）

意見の内容	意見への考え方
被養護者である事を理由とした不当な取り扱いを親から受けたいと書いてほしい。 こどもと大人は対等 自分で金稼いでから言えとか言わないでほしい。	基本理念として、すべてのこどもには一人の人間としての権利があり、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすることを明記しています。
条例が守られなかったときの何らかの対処法も明記してほしい。	こどもの権利侵害に関する事項について調査審議するため、富山県こども支援委員会を設置することとしていますが、県民1人1人がこどもの意見を尊重し、こどもにとって最も良いことは何かを考えることが大切だと考えています。
いじめ、虐待などの相談し、解決後も、カウンセリングなどの処置なども書いて欲しい。	気軽に相談できることや、医療、教育、生活への受けることができることを大切なこどもの権利として規定しています。
みんなに平等に接することも大事ですが、個人差が災いして差別やいじめにつながる可能性があるので、本人の意思に応じて、正当な配慮を受ける権利があってもいいのかなと思いました。	すべてのこどもが成長及び発達に応じて意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されることを条例の基本理念としています。
学校生活を快適に過ごせるような条文を入れてほしい。	こどもの権利が尊重されることによって、学校生活もよりよく過ごせるものと考えており、こうした考えを含め、条例の趣旨及び内容の普及啓発に努めてまいります。

主な意見（条例の普及啓発にあたり参考とするもの）

意見の内容	意見への考え方
この条例が制定されることによって保護者に何か変化は起きるのでしょうか。具体的に保護者にどうすることを求めているのですか。	本条例素案では、児童福祉法等の規定を踏まえ、保護者にこどもの健やかな成長の第一義的責任を認識すること等を規定しています。そして、保護者はこどもの身近な存在として、こどもが生活のために必要な習慣を身につけられるようにするとともに、心身の健やかな成長を図るよう努めることとしています。
「あらゆる差別や不利益を受けない」というところで、「自分の特質」は差別されるべきではないと思うが、自分の欠点を指摘してもらうことも重要な権利だと思う。ただ甘やかすだけでは、その人のためにはならないと思う。	本条例では、家庭環境などを理由とした不合理な差別的取り扱いや不利益を受けないことをこどもにとって大切な権利として規定しています。
だいたい良いと思ったが、こどもが制限なく自由に過ごすことができるみたいなものがあるといいなと思った。	全く無制限であることが、必ずしもこどもの最善の利益につながらないことも考えられます。このため、条例素案では、こどもの最善の利益が優先されることを基本理念としています。
こどもを支えるより具体的な内容や、社会に参加できるとはどのような状態のことを指しているのかをより具体的に書かれていると良いと思いました。	具体的なイメージを持っていただけるように、普及啓発を行ってまいりたいと考えています。

主な意見（条例の普及啓発にあたり参考とするもの）

意見の内容	意見への考え方
全てとても大切な権利だと思います。 権利を守るための「条例の内容を県民に知らせる」だけでは、納得しない人もいます。条例を県民全員が自分事として捉えられるように、大切な理由なども追加することもあったほうが良いと思います。	自分事として考えていただくことは重要であると考えており、こどもを取り巻く多様な状況について、引き続き、県民の皆さんに丁寧に説明してまいりたいと考えています。
こどもの権利を守るために周りの環境を整えてあげることが自分たちこどもにとって重要なことがわかったんですけど、自分たちが自分たちのために何をすればよいのかをより詳しく簡潔に具体例を挙げてもらえば、自分も納得して生活していけると思いました。	こどもの皆さんに大事にしてほしいことなどについて説明してまいりたいと考えています。
こどもの権利を守っていくことには賛成だが、今までの活動との違いが詳しくわからないので、この条例にあるこどもの権利を守るための活動などを基本にしながら、もっと今までとは違う新しい活動・ルール決定または表記を行ってほしいです。	いただいたご意見も参考に、この条例の意義や県などの役割について周知を図ってまいりたいと考えています。

主な意見（条例の普及啓発にあたり参考とするもの）

意見の内容	意見への考え方
名称をこどもの権利に関する条例としているにも関わらず、条例の根幹となる考え方である基本理念は、「こどもへの支援は」と、こども基本法を丸写しされており、結局何をするための条例なのかよくわからない。 丸写しするのなら、わざわざ条例を作る意味がない。今の内容ではこども支援条例とした方がいい。 こどもの健やかな成長を支える者は、注意深く見守るだけでいいのか。権利侵害について他にもやるべきことがあるのでは？ 注意深く見守れとするにも関わらず、救済を申出できない。本当に見守るだけでいいと言いたいのか？	基本理念では、こども基本法の規定に加えて、国や市町村と連携して社会全体でこどもを支えるための取り組みを推進することといった、こども基本法の基本理念にはない規定もあります。 また、13条において、いじめや虐待など困難な状況にあるこどもに関する相談を行うことができる体制の充実を図ることとしており、こうした取り組みを通じてこどもの権利擁護に取り組んでまいります。

主な意見（条例の普及啓発にあたり参考とするもの）

意見の内容	意見への考え方
すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すパンフレットに書いていますが、条例では何も若者に触れていません。 条例上のこどもに若者も入っているというのであれば、18歳で親権に服さなくなるにも関わらず、保護者の定義とも整合が取れませんし、こどもに若者は含まれるんだと言うと民法上大人なのに過保護条例ではないですか？であれば、こどもの定義を18歳未満にしたうえで、若者のための条例を新たに作ってください。 こどもの支援の対象となるこどもの範囲は、支援ごとに定めると言っているのに、救済の申出の対象となるこどもの年齢は定めないのでですか？若者は含まれるのですか？	条例を制定する趣旨は、発達途上にあるこどもの権利が侵害されてしまえば、その後の成長に大きな影響を及ぼすことから、そうしたことがないようにすることにあります。 発達途上にあるかどうかについて、各人の状況を考慮せず、一律で年齢で区切ることは必ずしも妥当でない場合があるため、条例では年齢で「こども」を定義しないこととしました。

主な意見（条例の普及啓発にあたり参考とするもの）

意見の内容	意見への考え方
小学2年生には難しくて分からない。 小学生・中学生・高校生で分ければどうか。	こどもをはじめとした県民に条例の趣旨内容を理解してもらえよう、広報活動を行ってまいります。
こども向け版（簡単な言葉に書き換えたもの等）を作成すると、こどもにも幅広く知ってもらうことができると思いました。	
この条例をあること自体初めて知ったのもっとこどもにも大人にも知ってもらう機会があれば条約がある意義がより深まると思います。	
こどもの権利が明確に条例として出ることによって、こどもも人権がよりしっかりと守られる社会になっていくと思うので良いと思いました。ただ、県民が条例を知る機会をよりつくっていく必要があると思いました。	
条例についての意見というわけではありませんが、条例を通しての取り組みとして、こどもと大人の両方が条例について知れたり守ろうと思えたりする活動をしてほしいです。	

主な意見（条例の普及啓発にあたり参考とするもの）

意見の内容	意見への考え方
・ 条例の内容は、しっかり「こどもまんなか社会」の精神にのっとって作られていていいと思いました。 ・ ただ、こういう条例が、あまり見かけないのが残念だなと思いました。こういうサイトにはあっても、身近なところにあるわけじゃないので、あまり触れる機会がなく、せっかくのいい条例、こども中心の社会を作ろうという心が広まらないんじゃないかなと思いました。 ・ だから、この条例の一番大切な、「こどもまんなか社会をつくろう！」という思いを、こどもにもわかりやすく、見やすいようなデザインのポスターをいろんなところに貼ったり、これを知らずに悩んでいる人もたくさんいると思うので、小学校や中学校などで、「こういうのがあるんだよ」と、知れる機会があったらいいなと思います。 ・ こうやって、こどもや、若者に意見を聞くというのはとってもいいと思います！ぜひこういう機会を増やしていただければいいなと思います。こういう機会を作っていただき、ありがとうございました！	いただいたご意見も参考に、条例の周知にあたってどのような方法が効果的か検討してまいります。

主な意見（条例の普及啓発にあたり参考とするもの）

意見の内容	意見への考え方
この条例によって子どもたちが過ごしやすい環境になるならよいことだと思うが、条例を追加しても影が薄く、あまり効果がないようにならないような対策が必要になってくると思う。	いただいたご意見も参考に、条例の周知にあたってどのような方法が効果的か検討してまいります。
この条例はとても大切なものだと思うので、この活動や条例をただ知らせるだけではなくそれぞれの学校に伝えて活動の目標にしてもらえばいいと思います。	
大切な権利を守るためにも、小中学生にわかりやすく安心できる説明だけのホームページやサイトを作り、社会に参加することができるようになりたい。	
私達子どもにとって大切な権利だと思うのですごくいいと思いました。だから「条例の内容を県民に知らせ、社会全体で子どもを支える取り組みを盛り上げていきます」とありますが、富山県に住む人達にしっかり伝わるのが大切だと思いました。	

主な意見（条例の普及啓発にあたり参考とするもの）

意見の内容	意見への考え方
私は若者には「思い出」を大切にしてほしいと強く思います。この条例も将来、「高岡市にこんな条例あったよね」「よかったよね。いい街になったし」などの言葉が出るように、身近なものにしたいです。CMなどで紹介したり、街にポスターを貼ったり、何かの条例にちなんだ美術作品などを通して、そんな存在の「条例」となってほしいなと思いました。 こどもは、条例や権利について受け身だったり、難しくてわからなかったりするので、こどもが条例で定められていることが正しく理解できるように、こどもの権利やこどもを守るための条例について学ぶ場を設けたら良いと思う。	いただいたご意見も参考に、条例の周知にあたってどのような方法が効果的か検討してまいります。

主な意見（条例の普及啓発にあたり参考とするもの）

意見の内容	意見への考え方
「愛情」「理解」「自由」「大切」「安心」など、とても抽象的で、定義が色々あるものが、「こどもの権利」の条件になっているので、曖昧だし、これを目指していくというのは難しいのではないかと思った。	具体的なイメージを持っていただけるように、普及啓発を行ってまいりたいと考えています。
こどもの視点にたった情報及び学ぶ機会の提供と書かれているが、詳しくどのようなことをするのかをしっかりと書いてくれないと伝わりにくいし、実際にどのようなことが今までと変わるのかがわかりにくいと思う。 学ぶ機会は今のところクロームブックがあるなど充実していると思うので。	
こどもの権利を守るためにすることが、全体的に抽象的で具体がないとわからないのではないのでしょうか。	
「こども」の定義が曖昧になっているので、どこまでが・どんな人が「こども」となっているのかを付け足せばいいと思う。	年齢によって「こども」を区切った場合、対象年齢を超えたことで、本来必要なサポートが途切れてしまう可能性があります。このため、本条例案では「心身の発達の過程にある者」を「こども」とし、支援ごとに対象となる範囲を定めることとしています。

主な意見（条例の普及啓発にあたり参考とするもの）

意見の内容	意見への考え方
具体的なことが書いていない。例えば、いじめがあったとき、「適切な支援を受けることができること」とあるが最低限どのように意見を述べるべきだと考えた。	具体的なイメージを持っていただけるように、普及啓発を行ってまいりたいと考えています。
条例の前文などの内容が複雑で難しい部分があるのでもう少し簡潔に子どもでもわかるようにしてほしい。富山県子ども支援委員会で行われたことをホームページなどで公表してほしい。	こどもの皆さんにもわかりやすい普及啓発を行ってまいりたいと考えています。 また、子ども支援委員会についても適切に情報発信を行ってまいります。
命を守ることを一番最初に書いてほしいです。命が一番大事だと思うからです。	命が守られることは大切な権利であり、その重要性についても普及啓発を行ってまいりたいと考えています。
必要性がわからない。	この条例は、いじめ、虐待など子どもを取り巻く状況が厳しさを増しているにもかかわらず、こどもが権利を侵害されていると理解できなかったり、自ら助けを求めることができないことなどを踏まえ、こどもの負担感や孤立感を社会全体で解消し、こどもの権利が守られる環境づくりを進めるために規定するものです。
多様性の社会に対して、このような条例を作ることはとても素晴らしいことだと感じますが、具体的な解決につながるのかやこどもの気持ちの押し付けになっていないかなど不安な部分があります。	いただいたご意見も参考に、この条例の意義などについて周知を図ってまいりたいと考えています。
自分の気持ちや考えを自由に言うことができ、それが大切にされることはときとして人を傷つけることになると思います。言わないほうが自分にとっても良いこともあります。	条例では、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重することも規定しています。

主な意見（事業の実施にあたり参考とするもの）

意見の内容	意見への考え方
僕は中学1年生の生徒です。たしかにこどもの権利を守る条例は本当にいいと思います。 ですが今は新型コロナウイルスや、物価高騰などで、今までの生活ができない人もいます。 条例を作りこどもの権利を守ることは本当にいいですが、お金がなくて病気や飢えに苦しむ人が条例を見ても何も思いません。 条例の中に不自由なく生活ができるということをもっと具体的にすれば僕はいいのではないかと思います。 こどもみんながたくさんの体験や学びの機会を得られるようにこどもを優先したり、こどもがいる貧しい家庭をしっかり支援することを明記してほしい。 家庭環境に問題があったこどもや、受けているこどもに対しての適切な支援と必要であれば保護を行い安全な環境で育っていくことができるようにしてほしい。 こどものみならず親に問題があった場合も対処法や、カウンセリングを行ってほしい。	県としても、本条例の基本理念やこどもにとって大切な権利が守られるよう、施策等を検討してまいります。

主な意見（事業の実施にあたり参考とするもの）

意見の内容	意見への考え方
近年虐待やいじめが増えてきているので、相談できる環境を作っていくべきだと思う。 また、いじめが発見されたら、いじめられているほうを相談するのではなく、いじめているほうも話を聴いてあげたほうが良いと思う。いじめているのには、何らかの理由があるから精神面で何かしらの不安があるから。	「相談者が安心して相談できるよう、必要な環境の整備を図る」（第13条）としており、ご指摘を踏まえ検討してまいります。
「気軽に」相談できるようにする...私達にとっての気軽の基準と条例を作る大人たちにとっての気軽は違うような気がします。 条例を作る前に相談しやすい体制をもっとちゃんと整えてほしいです。	
こどもの権利を守るためにこどもが安心して相談できるようにしこどもに寄り添ったきめ細かな支援を行います。 とありますがいじめを受けている子や少しの不安を抱えている子はあまり周りの人に相談しにくいと思います自分だったら多分心配させたくなくて（おおごとにしたくなくて）言わないと思います。	

主な意見（事業の実施にあたり参考とするもの）

意見の内容	意見への考え方
この条例素案が施行された場合、富山県議会及び富山県内の市区町村はこれまで以上に子どもたちに対するいじめや虐待の阻止やケア、地域での安全など行政面での施策をしていくことが義務となります。 少なくとも小中学校、高等学校でいじめの発生をなくす、大人たちが見えない人間関係のトラブルをなくす、そういったことを積極的に施策にしていっていただきたいです。	安心して相談してもらえるよう、必要な環境整備に努めてまいります。
いじめや家庭内の問題は気軽に話せるものではないと思うし、学校で配られる相談ダイヤルのカードも使っている人が見たことがないです。だからといってなくせと言っているわけではないのですが、もう少し他にできることはないのですか。	

主な意見（事業の実施にあたり参考とするもの）

意見の内容	意見への考え方
こどもが意見を直接言う場をもっと増やしてほしいです。私は今年、ある意見表明交流会に参加しました。その中でいろいろな生徒の意見や思いを実際に聞くことができました。インターネットで意見を募集することも大切ですが、実際に対面して大人がこどもの思いを聞き入れることが一番大切だと思います。こどもの隠れた思いをに耳を傾けることが大人の務めだと思います。できない理由を探す大人よりもこどもの思い聞く大人のほうが私は素敵だと思います。 最近では、学年が上がるにつれて、政治や公共について考える機会が多くなってきました。部活動や学校活動といった充実の他にも、我々こどもの意見がもっと県政に反映してもらえるような環境があると嬉しいと思います。	いただいたご意見も参考に、こどもによる意見の表明方法について検討してまいりたいと考えています。

主な意見（事業の実施にあたり参考とするもの）

意見の内容	意見への考え方
私は、今の条例案に山形県遊佐町のように少年議会を設置するような仕組みを加えたら良いのではないかと思います。 なぜなら、この条例ではあくまで「子どもの意見を大切にする」と書いてあるだけで、実際に前提として声をまず聞いてもらえるのかが明確にされていません。そのため、定期的に小中高生の意見を取り入れるための機関として都道府県単位として初の少年議会を設置してほしいと思います。	現時点の条例素案では、「こどもの支援を実施するための計画又はこどもの支援のための施策を策定し、実施するに当たっては、こども等の幅広い意見を反映させるため、こども等からの意見を聴取するものとしします。」（第14条第1項）としており、こどもが意見を表明する機会を確保してまいります。
外からでは見えない人体の不自由があっても、誰もが同じように教育を受けられたり支援を受けられたりできるようになったらいと思う。	教育基本法にのっとり、教育の機会を確保することを条例の基本理念としており、施策実施の際の重要な視点であると考えています。
いいとは思いますが守れているかを判断したりするのが難しいと思う。	いただいたご意見も参考に、実効性ある条例となるよう、県民、事業者への普及啓発等に取り組んでまいります。
こどもの権利を保障するという考えはとても良いと思います。 しかし、この条例ができてもしじめや暴力が減るとは限らないので意味はあるのかなと思いました。	条例が制定された後も、県民1人1人がこどもの権利を尊重する気運が醸成されるよう施策を進めてまいります。

主な意見（事業の実施にあたり参考とするもの）

意見の内容	意見への考え方
「安心して過ごすことができる居場所があること」ということが大切にされていると書かれていますが、居場所がないと感じているこどもたちに、どのようにして居場所を提供しようと考えていますか？また、居場所が各自の家庭であるべきだとお考えですか？	条例素案では、保護者にこどもの健やかな成長の第一義的責任があると規定し、県や学校関係者にもこどもの成長を見守り、心身の健やかな成長を図るよう努めることとしています。（第7条） このため、例えば、県では、こどもの居場所づくりに関する事業として、こども食堂やフリースクール等のこどもの居場所に対する支援を行っています。
「安心して過ごすことができる居場所があること」について、権利としていいと思うのですが、居場所があるかないかは権利ではなく周りの環境とか人によるもので、ある意味もう決まっていることなのではないかと思ったのですがどうですか？ 安心して過ごせる場所を作る取り組みにはどのようなものがあるのでしょうか。	

主な意見（事業の実施にあたり参考とするもの）

意見の内容	意見への考え方
色々な理由で学校に行けない人とかにも心の支援を行ってほしい。 自分が孤独にならないような支援をしていただきたい 自分がほかの人に遮られないような支援を行ってほしい。	相談支援体制の充実（第13条）や、こども等からの意見聴取及び施策の反映（第14条）などを進めてまいります。
見守られすぎるのもプレッシャーです。 ニュースなどを見ているとこどもの権利が当たり前 に無視されていることが多々あるのでこども一人一人に 問題が起きる前に寄り添っていくべきだと思う。	すべてのこどもが安全で安心して過ごせる居場所づくり（第16条）を進めてまいります。

主な意見（事業の実施にあたり参考とするもの）

意見の内容	意見への考え方
SNSの制限を完全にはしないでほしいです。 理由は、インターネットは良くも悪くも様々な意見を社会人として自立する前に、見て、感じられる貴重な場だと思っているからです。 また、情報を入手し、情勢などを知ることができる、戦争や差別といったリアルな部分を感じ、道徳的な心を養うことのできる場でもあると思っているからです。	こどもは、大人と同様に権利の主体であると同時に、権利侵害はその後の成長に大きな影響を及ぼします。こどもの意見を尊重しつつ、「こどもにとって最善の利益」は何かについて、社会全体で考えていくことが重要だと考えています。

主な意見（その他記載を変更しなかったもの）

意見の内容	意見への考え方
11才以上は、選挙をできるようにしてほしいです。 理由は、6年生では、もう政治の勉強を行っています 自分の中では、富山県にとっても自分にとっても政治 は大切だと思いますしこどもが選挙することで政治の 勉強ができます。 なのでこどもも政治に参加したらいいと思います。 僕はこどもの選挙に関する条例を作って欲しいです。 現在、富山県では収まらず日本全体で投票率が下がっ ています。 それにもかかわらずネット等で政治に文句を言う人が たくさんいます。 僕はその理由を、こどものうちに政治に参加していな いからだと思います。 6年生の時点で政治について勉強しています。 こどもは政治について学びたてなため大人よりも関心 が大きいと思います。 その関心を無駄にしないようにしてほしいです。	選挙年齢は法律により全国一律で定められているため、 県独自での変更は困難ですが、こどもの支援のための 計画や施策の策定・実施にあたり、こどもからの意見 を聴取する（第14条第1項）など、こどもが意見を 表明するための機会を設けてまいります。

主な意見（その他記載を変更しなかったもの）

意見の内容	意見への考え方
近年、こどもに関するいじめや差別などが多発し、これらの防止・解決が叫ばれる中、こどもの権利を条例という形で分かりやすく示すことは、とても大切なことだと思います。 条例の全文を拝見したところ、19条-富山県こども支援委員会という項目を見つけました。委員会は5人以下の"こどもの権利に関し優れた識見を有する者"で構成されると記載されていますが、こどもの権利を尊重する本条例の趣旨に基づいて、「こどもを委員会のメンバーに含むこと」を明示することを提案します。理由として、"識見を有する者"のみで構成された場合、既存の委員会でも同様の事を行える場合があるためです。	こども支援委員会（仮称）では、こどもに関する専門知識を有する方が議論することによって、こどもにとって最もいいことは何かを検討することが重要だと考えています。

まとめ

- 1 意見の半分以上が条例の趣旨内容について賛同を示す意見や、こどもにとって大切な権利（第4条）など、特定の条文を残してほしいという意見だった。
- 2 一方で、条例は規範を示すものであるため、普及啓発活動や事業を実施する際には、条例の趣旨や内容をわかりやすく説明することが重要だという指摘も多かった。